

## 理事会議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 平成27年7月30日

提案者 代表理事 澤 博 史

(決議事項)

第1号議案 主たる事務所の変更について

公益財団法人岡崎市学校給食協会定款第39条第6号の規定に基づき、  
主たる事務所を次のとおり移転する。

記

主たる事務所の移転先 愛知県岡崎市岡町字中御給28番地

移転する日 平成27年8月10日

平成27年7月22日、代表理事澤博史が理事の全員に対して上記理事会の決議の目的である事項について提案書を発し当該提案につき、平成27年7月30日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条に基づき、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議の省略を行ったので、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第15条第4項第1号に基づき本議事録を作成し、議事録作成者が次に記名押印する。

平成27年7月30日